

法定相続情報証明制度に関する談話

本年5月29日に「法定相続情報証明制度」が全国で施行されました。本制度創設の本旨は、相続登記の促進を目的として、財産の適正な管理や取引の安全に資することにあります。登記の専門家である司法書士は、本制度の持つ有用性を最大限に活かし、今後とも遺産の整理や承継手続きなどにおいてお役に立てるよう努めていきます。

本制度の普及によって、不動産の相続登記ばかりでなく、預貯金や有価証券などの様々な財産の相続手続きにおいて、従来は各手続先に提出する必要のあった多数の戸籍関係書類の取寄せや戸籍の読み取りといった労力（事務量）が減り、コストの低減が期待されます。

また、個人情報保護の時代にふさわしい、隠れたメリットもあります。たとえば、戸除籍謄本等の提出によってあからさまとなってしまう家族の系譜や身分関係の変更など、知られたくない機微な事柄について、“相続手続きに直接関係のない情報を守る”ことが可能となります。

司法書士は、明治以来145年間にわたり、不動産の登記手続き等を通じ、国民のみなさまの財産や権利の保護に尽力してきました。様々なメリットが期待される本制度の普及促進に向けて、法務局と協働して積極的な活用に取り組みます。新しい制度の導入に際し、不動産や預貯金などの大事な財産を守る法律専門家として、一層の努力をしてまいります。

平成29年7月21日

札幌司法書士会会長 里村 美喜夫